

点検結果報告義務のある防火対象物・報告期間

		防火対象物(消防法施行令別表第1)	報告期間		
項		用 途	消防用設備等	特殊消防用設備等	
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1年毎1回		
	ロ	公会堂又は集会場			
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これに類するもの			
	ロ	遊技場又はダンスホール			
	ハ	営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの			
(3)	イ	待合、料理店その他これに類するもの			
	ロ	飲食店			
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場				
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これに類するもの			3年毎1回
	ロ	寄宿舎、下宿または共同住宅			
(6)	イ	病院、診療所又は助産所			1年毎1回
	ロ	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要支援者」という。)を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2)救護施設 (3)乳児院 (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定するものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主体として入所させるものに限る。)又は同法第五条第八項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主体として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所当施設」とう。)			
	ハ	(1)老人サービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人サービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。) (2)更生施設 (3)助産施設、保育所、幼保連携型認定子ども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これに類するものとして総務省令で定めるもの (4)児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二第二項第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等サービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) (5)身体障害児福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二条に規定する自立訓練、同条十三項に規定する就労移行支援、同条十四項に規定する就労継続支援若しくは同条十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所当施設を除く。)			
	ニ	幼稚園又は特別支援学校			
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これに類するもの				3年毎1回
(8)	図書館、博物館、美術館その他これに類するもの				
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの	1年毎1回		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)				
(11)	神社、寺院、教会その他これに類するもの				
(12)	イ	工場または作業場	3年1回		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ			
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場			
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
(14)	倉庫				
(15)	前各項目に該当しない事業所				
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年毎1回		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	3年毎1回		
16の2	地下街		1年毎1回		
16の3	建築物の地階(16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)				
(17)	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物		3年毎1回		
(18)	延長50メートル以上のアーケード				

設備等設置維持計画に定める点検の報告期間ごと

…特定防火対象物

…非特定防火対象物